

花巻市市民参画・協働推進委員会（第3回）会議録

日 時 令和5年2月14日（火）午後1時30分～午後3時40分

場 所 花巻市役所本館 3階 302・303会議室

出席者 委員出席者10名 佐藤 良介（委員長・花巻商工会議所）、関上 哲（副委員長・富士大学教授）、細川 祥（花巻市社会福祉協議会）、谷村 晴子（花巻市校長会）、盛山 タサ（花巻市老人クラブ連合会）、太田 陽之（花巻市民活動ネットワーク協議会）、佐藤 貴哉（花巻青年会議所）、菅原 房子（大瀬川活性化会議）、多田 優子（東和東部地区コミュニティ会議）、新田 彩乃（公募委員）

委員欠席者 5名 石黒 竜也（花巻農業協同組合）、佐藤 洋子（花巻市地域婦人団体協議会）、伊藤 絹子（内川目地区コミュニティ会議）、高橋 久美子（公募委員）、新田 真理子（公募委員）

市側出席者 9名 今井 岳彦（健康福祉部長）、佐藤 多恵子（健康福祉部地域福祉課長）、赤坂 秀樹（健康福祉部地域福祉課長補佐）、藤井 保宏（地域振興部長）、鈴木 淳子（地域づくり課長）、大竹 誠治（地域づくり課長補佐）

【事務局】藤井 保宏（地域振興部長）、鈴木 淳子（地域づくり課長）、大竹 誠治（地域づくり課長補佐）、藤村 真由美（地域づくり課市民協働係長）、富松 大地（地域づくり課市民協働係主査）、熊谷 和（地域づくり課市民協働係主査）

傍聴者 なし

- 次 第 1 開会
2 あいさつ
3 審議
（1）市民参画に係る事後評価について
ア 花巻市保健福祉総合計画【健康福祉部地域福祉課】
（2）市民参画に係る事前評価について
イ 第3次花巻市男女共同参画基本計画【地域振興部地域づくり課】
ウ 花巻市市民参画条例【地域振興部地域づくり課】
（3）市民参画条例について
4 その他
5 閉会

1 開会 （開会 午後1時30分）

事務局

（鈴木課長）

本日はお忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして委員会成立のご報告をいたします。本日は花巻市市民参画協働推進委員会委員15名の方のうち9名のご出席をいただいております。（開会後の審議開始前に1名到着し、計10名の参加）花巻市市民参画協働推進委員会規則第5条の規定により、半数以上の委員が出席しておりますので、委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

また本委員会は花巻市審議会等の会議の公開に関する指針により公開する会議となります。会議の傍聴を希望する方がある場合はこれを認めること、また、会議資料および議事録を花巻市ホームページで公開いたしますことを申し添えます。

なお本日は、会議録自動作成システムを使用しております。ご発言の際はマイクのご使用をお願い致します。マイクの使い方についてご説明申し上げます。マイク

にありますスイッチを押していただくと青いランプが点灯いたします。お名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。また発言が終了いたしましたらスイッチを押していただき、赤いランプが点灯したのをご確認願います。

また、新型コロナウイルス感染症対策のためマスクの着用をお願いいたします。

審議に入ります前に委員の交代についてご報告いたします。本日、皆様のお手元にお配りしております委員名簿をご覧ください。委員名簿8番花巻青年会議所より前任の安部修司委員に代わり、佐藤貴哉委員でございます。

それでは、ただいまより第3回花巻市市民参画・協働推進委員会を開会いたします。

初めに佐藤委員長よりご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ 佐藤委員長

委員の皆様には何かとご多用のところ、第3回委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今年に入りまして初めての委員会でもございますので、今年1年またよろしくお願いたします。

今年の冬も随分雪が多い、しかも寒さの厳しい冬でございましたが、日増しに幾らか春めてきているのかなと感じておりますし、コロナ感染者も大分減ってきているようでございますので、このまま春を迎えられればと思っておりますのでございます。

去る2月11日に文化会館でわんこそばの全日本大会が開催されましたが、全国各地から食士の方が180名ご参加いただきまして、3年ぶりに開催することができました。

来場者の方も非常に多く大いに賑わったところでもございます。3年ぶりの開催ということで、皆さん楽しみにしていたのではないのかなと思っております。

また、2月23日からは大迫でおおはさま宿場の雛まつりも開かれるようでございますし、3年ぶりの開催という行事がこれから増えてくるのではないかなと思っております。これによって花巻の賑わい、活性化にも繋がればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今年1年、委員の皆様のご協力で当委員会の役割が果たせるように進めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、今日は審議事項といたしまして、事後評価1件、事前評価2件、それから花巻市市民参画条例素案についてご審議いただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局 (鈴木課長)

ありがとうございました。委員会規則第4条第2項により、議長は委員長となります。それではよろしくお願いいたします。

佐藤委員長

それでは議長を務めさせていただきます。先ほど申し上げましたように、審議事項の議題でございますが、1つ目といたしまして、市民参画に係る事後評価として花巻市保健福祉総合計画です。2つ目といたしまして、市民参画に係る事前評価として、第3次花巻市男女共同参画基本計画についてと、花巻市市民参画条例についてです。3つ目として、花巻市市民参画条例素案についてご審議をいただきますので、よろしくお願いいたします。それでは早速議事に入ります。

始めに、市民参画に係る事後評価として花巻市保健福祉総合計画についてご審議をいただきます。本日は担当課の健康福祉部地域福祉課から3人の方に出席いただいておりますので、ご紹介いたします。初めに今井岳彦健康福祉部長、佐藤多恵子地域福祉課長、赤坂秀樹地域福祉課課長補佐でございます。

それではご説明をお願いいたしたいと思います。

佐藤課長
(地域福祉課)

ただいまご紹介ありました、地域福祉課の佐藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。それでは説明につきましては、着座にて失礼をいたします。

本日、委員の皆様へ、花巻市保健福祉総合計画概要版をお配りしております。そちらをご用意いたします。表紙をめくって2ページでございます。まず計画策定の趣旨でございますが、花巻市では平成24年3月に花巻市保健福祉総合計画を策定しまして、これまで様々な施策を推進してまいりました。近年、少子高齢化や核家族化の進行など、市民の保健福祉に関わる課題は複雑化してきております。それらに的確に対応していくためには、それぞれの分野の連携を更に強化しまして、総合的に施策展開を行うことが大変重要となっております、このようなことから、各分野の個別計画とも整合を図り、保健福祉の総合的な計画として、新たな花巻市保健福祉総合計画をこの度策定いたしました。本計画の位置付けと計画期間でございますが、花巻市のまちづくりの指針であります、花巻市まちづくり総合計画における基本政策を具体化するために、個別計画を包含するとともに、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画及び障害者基本法第11条第3項に規定される市町村障害者計画として位置付けられております。

右の図でございますが、まちづくり総合計画の下に花巻市保健福祉総合計画が位置付けられ、この緑色の線で囲まれた各計画を包含したものが花巻市保健福祉総合計画という位置付けでございます。ただいま申し上げました、それぞれの法律の規定でございますが、まず社会福祉法第107条の市町村地域福祉計画についての規定でございますが、市町村は地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として、次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、または変更しようとするときはあらかじめ住民社会福祉を目的とする事業を営営するもの。その他、社会福祉に関する活動を行うものの意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。1、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項に、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項。3、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、これらに基づいております。

それから障害者基本法第11条第3項でございます。こちらは障害者基本計画等についての規定でございますが、第3項の規定が、市町村は障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならないと規定されておりますので、その根拠に基づいて策定を進めてきたものでございます。

ただいま申し上げました、保健福祉総合計画は、この緑色の枠の中にそれぞれの計画を示してございますが、それぞれの計画年度につきましては、この図の下の方にそれぞれ計画期間を示してございます。今回の計画に策定に当たりましては、令和2年8月24日の本委員会におきまして、事前評価をいただき策定に向けて進めてまいりました。市民参画の方法といたしまして3つの手法を実施しましたので、本日はその実施内容についてご報告をいたします。市民参画報告書の1枚目実施した方法の詳細についてのページをご覧ください。まず方法①でございます。意向調査の実施といたしましては、市民アンケートを実施いたしました。こちらにつきましては18歳以上の市民2,000人を無作為に抽出して行ったものでございます。18歳以上の市民に加えまして民生委員児童委員246人の方も含めアンケートを実施いたしました。実施結果といたしましてはアンケートの回答数、回収率は、2,000票のうち1,045票で52.3%の回収率でございました。民生委員児童委員からは246票

中 198 票の回答で回収率は 80.5%、合わせまして 55.3%の回収率でございました。

これらの結果の公表の方法および時期でございますが、予定では令和 3 年 12 月に素案としてパブリックコメントにおいて公表の予定でございましたが、令和 4 年 7 月 20 日から 8 月 19 日と予定より非常に遅れての実施となりました。自己評価について、効果があったことにつきましては、対象として先ほども申し上げました通り民生委員児童委員を加えましたので、計画策定にあたって広く市民の実態を把握することができ、計画に反映することができたと考えております。

予定を変更して実施した場合、その内容、理由の欄でございますが、より多くの福祉関係者の意見を聴取するために、民生委員児童委員を対象に追加してアンケート調査を実施いたしました。結果の公表につきましては、保健福祉総合計画に成年後見制度利用促進法に基づく基本的な計画及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づく再犯防止推進計画を包含することとしたため、素案作成に時間を要したようしたことから、結果公表時期が変更となったという結果でございます。

こちらの計画につきましては、努力義務の計画ではございましたが、少しここでその点について触れさせていただきます。成年後見制度利用促進基本計画は政府で閣議決定したものでございますが、こちらでは市町村による行政計画の策定ということで、市町村は促進法第 14 条第 1 項に基づき、取り組み方針として市町村計画を定めるものとするを謳われてございます。目標としては、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築ということが掲げられてございます。策定方法といたしまして複数挙げられてはございますが、その中でも市町村計画の策定は地域福祉計画等の他の計画と一体的に策定する方法と示されておりました。当市では地域福祉計画の策定と一体的な方法を選び、今回の保健福祉総合計画の策定に合わせて盛り込んだものでございます。

それから再犯の防止等の推進に関する法律の中で、第 7 条では再犯防止推進計画についての内容が規定されてございますが、第 8 条におきまして、地方再犯防止推進計画についての規定がございまして、都道府県及び市町村は再犯防止推進計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定める努力義務と規定されております。努力義務ではありますが、当市では地域の住みやすいまちづくりを目指すという観点からも再犯防止に係る部分も今回の計画に取り組むことにし、変更し時間を要したため遅れが生じたという背景がございました。

参画方法②につきましては、関係団体からの意見聴取です。こちらにつきましては、予定では令和 3 年 2 月に週 5 団体ずつ招集して 2 回実施する予定で、対象者については当初は 30 団体を予定してございましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により施設の利用制限がされ、一堂に会して会議をすることが難しくなったこともあり、市内の福祉関係団体 30 団体へのアンケート調査に変更して意見聴取を行いました。実施内容の周知方法および時期のところ、地域福祉活動団体へ郵送などあるのは、地域福祉活動団体 30 団体に対してアンケートを送付して回答をお願いしたものでございます。花巻市社会福祉協議会様に関しましては、年に 1 度実施している事業協議に合わせてご意見を聴取することにして、2 週間以上前に電話で通知をいたしました。それから花巻市地域自立支援協議会様へは計画素案を郵送しまして回答を求めたものでございます。

実施の時期でございますが、地域福祉活動団体につきましては、調査表を令和 3 年 1 月に 18 人に発送いたしまして、報告期限を令和 3 年 2 月 19 日と定め返送をお願いしたところでございます。花巻市社会福祉協議会様との協議につきましては、令和 3 年 11 月 2 日に実施いたしました。花巻市地域自立支援協議会様につきましては、令和 4 年 7 月 20 日から 8 月中旬に素案をお示しご意見をお伺いいたしました。対象者につきましては先ほどから申し上げておりますが、地域福祉活動団体

は地域福祉に関連する活動を行っている団体をピックアップし、その中から無作為で選んだ 30 団体にアンケートをお願いして実施をいたしました。花巻市地域自立支援協議会様は 15 名の方々をお願いしました。実施した結果でございますが、地域福祉活動団体からは 30 団体のうち 23 団体から回答をいただきました。花巻市社会福祉協議会様からは特にご意見はございませんでした。花巻市地域自立支援協議会様からは 5 名の方から 6 件いただきました。実施した方法の自己評価でございますが、計画策定に当たり、広く市民の実態等を把握することができ計画に反映させることができたと考えてございます。予定を変更して実施した理由につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。

2 つ目の項目ですが、繰り返しになりますが、社会福祉法第 107 条に規定される市町村地域福祉計画及び障害者基本法第 11 条第 3 項に規定される市町村障害者計画に位置づけられますことから、特に今回の計画に関連の深い 2 つの団体について実施時期を変更して意見聴取を行いました。それから策定に当たり、包含する関係課のヒアリングを実施し、策定済みの計画と整合性を図りました。本日の説明の最初に皆様に計画の概要版を見ていただきましたけれども、花巻市保健福祉総合計画の中には各種計画が包含されてございまして、それぞれ策定済みの計画年度も違いますので保健福祉部内関係課の意見もヒアリングしまして今回の計画との整合性を図ったものでございます。

続きまして市民参画の方法③パブリックコメントの実施でございます。計画では令和 3 年 12 月の 1 ヶ月に行う予定でしたが、実際は令和 4 年 7 月 20 日から 8 月 19 日の 1 ヶ月間の実施となりました。実施の時期、場所および回数等の内訳でございますが、広報はなまき令和 4 年 7 月 15 日号に掲載、市のホームページ、SNS、FM はなまき等により周知を行いました。計画素案は、地域福祉課及び総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、各保健センター、各市立図書館に備え付けをいたしました。実施した結果は、2 名の方から 6 件の意見を提出していただきました。その他にホームページをご覧になった方は 86 人。お 1 人で複数回ご覧になった方もいらっしゃるので、アクセス件数は 96 件ございました。結果の公表及び時期でございますが、令和 4 年 11 月に市のホームページに掲載いたしました。自己評価でございますが、市民参画により効果があったことは、計画策定に当たり広く市民の実態を把握することができ計画に反映させることができたと考えております。

予定変更して実施した場合でございますが、先ほどから申し上げておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により策定業務全般に遅れが生じました。これにつきましては、事前評価の際にお示ししましたスケジュールですと、令和 2 年及び 3 年の 2 ヶ年を策定年度とし、令和 4 年度の年度当初にお示しする予定でしたが、担当職員が濃厚接触者になり仕事を休まざるを得ない状況、また健康師福祉部という立場上、集団接種会場のスタッフとして従事を優先しなければならなかったという事情もございまして、遅れたというのが正直なところでございます。

それから再三申し上げますが、本計画の策定に当たりまして、成年後見制度利用促進法に基づく基本的な計画及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づく再犯防止推進計画を包含することといたしましたので、作成素案の見直しに時間を要したことから実施時期が変更となったということです。拙い説明でございましたが、以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

佐藤委員長

ただいま花巻市保健福祉総合計画についてご説明をいただきました。市民参画として 3 つの方法で実施したということでございますので、一つ一つご検討をお願いしたいと思います。

はじめに、①市民アンケートでございますが、18歳以上の市民、それから民生委員児童委員を対象に実施したということですが、これについて何かご質問ございますでしょうか。回収率が18歳以上の市民が52.3%、民生委員児童委員が80.5%ということで、合わせて56.3%の回収率だったということです。よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長 では次に、関係団体等からの意見聴取ということでございます。地域福祉活動団体、花巻市社会福祉協議会、花巻市地域自立支援協議会から意見聴取を行ったということでありまして。コロナ禍もありまして地域福祉活動団体は、郵送によるアンケート聴取ということになったようですが、これについてはいかがでしょうか。
はい、新田委員。

新田委員 新田彩乃です。よろしくお願ひします。関係団体等からの意見聴取ということで、社会福祉協議会からは特に意見なしと書いているのですが、課題や問題等、何もないと理解してよろしいのでしょうか。

佐藤課長(地域福祉課) 花巻市社会福祉協議会につきましては、策定委員会の委員のお1人になっていただいております。策定委員会の中ではご意見を頂戴しております。
この市民参画の手法の中で、素案ということでお示した段階では意見はございませんでしたが、策定委員会の中ではご意見をいただいております。

新田委員 分かりました。

佐藤委員長 それでは社会福祉協議会の細川委員がいらっしゃいますので、細川委員からお願いいたします。

細川委員 はい。今ありましたとおり会長が委員ということで、参画させていただいております。細かいところではそれぞれあるわけですが、計画の全体的な方向性、或いは流れについては、当然、市の考えと同じ方向であるという意味でございます。そういう意味では、むしろ推進してとところで、我々の方が頑張らなければいけないのかなと思っております。

佐藤委員長 他にございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(発言するものなし。)

佐藤委員長 では次に、③パブリックコメントの実施ということで、令和4年7月20日から8月19日まで1ヶ月間実施したということですが、これについて何かご質問ございますでしょうか。

谷村委員 ありがとうございます。谷村です。なかなかコロナ禍において参集型で意見聴取をする機会を持たないところで、メディア関係での周知の仕方は非常に有効だったのかなというふうに思います。お疲れ様でした。ホームページへのアクセス件数ですけれども、アンケートに回答してくださった方々、それからいろいろな団体の方々も興味深く見ていられるのかなと思うところではあります。アクセス数の86件

には、本当はコメントしたい方々も含まれているのかなと思いながら見ました。86人の方がアクセスしているのは、多いと捉えたらいいのか、これまでアンケートなどからアクセスする件数としては、十分な数と捉えていないのかをお聞きしたいと思いました。せっかくこのようにアクセスしてくださる方がいるのであれば、コメントだと書きにくいところがあるのですけれども、素案を見て「いいね」とか「まあまあだね」とか「もうちょっと」というふうに簡単に回答できるような項目などがあれば、比較的一般の方々も参加しやすいのかなと思いました。コメントとなるとなかなか難しい部分があるのでその辺りは工夫できるところかなと思っていました。まずは、アクセス件数について、妥当と思っているのかももう少しだったと思っているのかを教えてくださいたいと思います。

**赤坂課長補佐
(地域福祉課)**

アクセス件数については、正直、多いのか少ないのか分らないです。ただ花巻市の場合ホームページに載せると新着情報として上げますし、すぐフェイスブック、ツイッターなどに連動して上げるので、比較的そういう意味では、谷村委員がおっしゃったとおり、興味があるなしは別として、見ていただく機会はあったのかなと思います。正直もっと見て意見をたくさん頂きたかったところではありますが、ほかの計画のコメントと比べても、件数的には多い方だと認識しています。

谷村委員

本当に一般市民の感覚からですが、パブリックコメントをお願いしますと公表されても、立派なことをコメントしなければと思いながらページを開いたり、資料を見たりするので、入口のところで比較的誰でも自分の意思が反映できるようなものがあると、その分野について、専門ではない人たちも参画しやすいのかなと思うところがありました。ホームページを開ける人が見ていると考えると、件数的にはよく80人以上も見たなと思っているところがあります。

佐藤課長(地域福祉課)

ただいま谷村委員からご指摘がありましたとおり、市民の方はまずパブリックコメント自体をご存知ない方もきっと多いだろうと思いますし、行政側からすると、市の施設にパブリックコメントをご自由にご覧くださいと素案を用意いたしましても、果たしてそこが市民の皆様にとって行きやすい場所か、時間を割いてじっくり見られるような状態にあるかとか、まだまだ改善の余地はたくさんあると思ってございます。それと先ほどの谷村委員のご発言の中で、ホームページをご覧になった方の意思表示の方法、簡単に「いいね」などコメントは書かずとも、そういった意思表示をできるような方法がもしあるとすれば、そういったことも今後、ある程度評価していただけるのかなと思う部分もあります。これは地域福祉課だけで解決できる問題ではないので、ホームページを作成している担当課や地域づくり課、関係部署を巻き込んだ相談ということになりますが、市民参画の方法として市民がより参加しやすい手法はこれからも考えていかなければならないことなのではないかなと強く感じたところでございます。貴重なご意見ありがとうございました。

佐藤委員長

それではただいま参考意見としてありましたので、今後のパブリックコメントのあり方についてご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

他には何かご質問、ご意見ございますでしょうか。太田委員。

太田委員

太田です。よろしく願いいたします。今は事後評価についての検討なので、今後のお話を伺うのは若干恐縮ではありますが、この計画について中期で見直しを入れるとか、そういったことも今後あるかと思うのですが、その頃はきっとコロナ禍も好転していると思うので、話を聞く機会を設けることができるのかなと思って

考えていました。その辺りの見通しはいかがでしょうか。質問です。

**赤坂課長補佐
(地域福祉課)** はい。この計画は、10年の計画なので、当然見直しは必要になると思います。現在、花巻市の最上位計画の花巻市まちづくり総合計画は今年度が最終年度となっております。令和6年度から新しい総合計画を策定する予定となっております。

今回策定しました花巻市保健福祉総合計画は、当然まちづくり総合計画に準じて作成しておりますので、現在策定中の令和6年度からのまちづくり総合計画が大きく変わるようなことがあれば、当然、骨組みを組みかえるとかが必要です。また、方針が変わらなくても、時代によっていろいろなニーズが出てきますので、そうした中で、各個別計画、アクションプランがこの下にありますが、そちらの方で対応できないようであれば、当然こちらの計画も見直していくことが必要になると思います。

ただ、何年に見直すということではなくて、いずれ計画が、現状とマッチしなくなれば、見直しを検討して実施していく形になると思います。

太田委員 はい。ありがとうございます。是非、市民の声を直接聞けるタイミングがまた早いうちにでも持てるといいのかなと思ったので、コメントしました。

佐藤委員長 他にございませんでしょうか。特にないようでございますので評価に入りたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。市民参画職員チームの評価としては、適切であるという評価でございますが、当委員会の評価としても適切であるという評価にいたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤委員長 はい。では「適切である。」ということにしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に市民参画に係る事前評価についてです。第3次花巻市男女共同参画基本計画、花巻市市民参画条例についてですが、この担当部課は、地域振興部地域づくり課でございます。担当課の出席の方をご紹介します。地域振興部の藤井保宏部長、鈴木淳子地域づくり課長、同じく大竹誠治課長補佐でございます。

それでは説明をお願いいたします。

藤井部長(地域振興部長) 先ほどまで事務局の立場で後ろにいましたが、この案件につきましては担当課ということですので、こちらの席の皆様方にご説明したいと思っております。説明につきましては着座にて、皆様方にご提示いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは最初に参画の対象についてご説明いたします。対象の名称につきましては第3次花巻市男女共同参画基本計画であります。目的についてはここに記載しているとおりでありますが、現在の第2次基本計画の計画期間が令和5年度で満了することから、本市として、男女共同参画社会の実現へ向けた取組を推進するために策定するというので、第3次という表現となっております。

内容につきましては、総合計画との整合を図りつつ、本市における男女共同参画に関する施策や事業の方向性の明示、男女共同参画社会の実現に向けた本市の取組や推進体制等の明示をすることです。さらに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の市町村計画を包含することや、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項の市町村推進計画に位置

付けて策定するものであります。

区分につきましては基本計画です。計画期間は令和6年度から13年度までの8年間、関係法令はここに書いて記載しているとおりであります。また、令和6年3月の定例会において議会に提案しようとする内容であります。計画書の2番の選択した市民参画の方法以下につきましては担当課長が説明いたします。

鈴木課長（地域づくり課）

鈴木でございます。よろしくお願いいたします。今回皆様にお諮りする、第3次花巻市男女共同参画基本計画の市民参画の手法についてご説明申し上げます。

この計画につきましては、これまで1次、2次があり、第3次ということで、これまでの取組の結果ですとか、市民の意識及び社会情勢の変化等を踏まえつつ、市民の意見を取り入れるという市民参画を4つ考えております。

まず1つ目ですが、意向調査の実施ということで市民アンケートを実施したいと思っております。時期といたしましては、令和5年5月から6月の1回ということで、5月15日号の広報と市ホームページの方に掲載をさせていただき予定でございます。このアンケートにつきましては、無作為で抽出された方々が対象となりますので、周知の方法といたしましては広報とホームページのみということで考えておりました。対象となる方には、令和5年5月下旬にアンケートを郵送により通知いたしまして、郵送等により回答を求めるという予定にしております。若い世代の方々が回答しやすいように、回答率を上げられるように、ウェブでの回答も可ということで考えておりました。対象となる市民の方2,100名で満15歳以上の市民から年代別、男女比は考慮しますが、個人は無作為で抽出を考えております。この対象につきましては、第2次基本計画の際に取りましたアンケートと同じ抽出の方法でして、15歳以上から19歳まで300名、それから20歳から29歳まで300名ということで、10代だけが5歳幅で、それ以降、20歳以上は10歳幅で300名ずつ無作為抽出で、男女別で男性150人、女性150人の300人としてお思います。結果の公表につきましては、令和5年9月に市ホームページに掲載をさせていただきます。方法や時期を選択した理由は、男女共同参画に関する市民の意識の変化等を幅広く聞き取ることができ、基本計画素案を作成する際の参考とするために必要な方法であることから選択をしたところでございます。計画素案を作成するための十分な検討期間を考慮し、上記の時期を選択しております。先ほども申し上げましたが第2次基本計画をベースに策定を考えておりますので、前回の調査結果からの意識の変化を見るという意味合いもでございます。

続きまして、市民参画の方法②パブリックコメントの実施でございます。第3次花巻市男女共同参画基本計画素案のパブリックコメントを予定してございます。時期は令和5年9月下旬から10月下旬の1ヶ月間です。後程出てきます市民参画方法④関係団体との意見交換会と時期を同じくして実施をするものでございます。周知の方法といたしましては、9月15日号の広報とホームページに掲載をしますほか、SNS、FMはなまき、有線放送等による周知を予定してございます。計画素案につきましては、地域づくり課、総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、各保健センター、各市立図書館等の窓口に備え付けを予定しております。対象は全市民、結果の公表につきましては、令和5年12月、市のホームページの方に掲載を予定してございます。選択した理由につきましては多くの市民が意見を述べるができる方法として選択いたしました。パブリックコメント後の意見集約及び市民からの意見を計画へ反映させるための十分な検討期間を考慮し、上記の時期を選択しております。

続きまして、市民参画の方法③審議会その他の附属機関における委員の公募といたしまして、男女共同参画審議会の開催を予定してございます。こちらの審議会は、

条例に基づく審議会となっております。どのような役割かと申しますと花巻市男女共同参画推進条例第 13 条第 1 項に基づいて、男女共同参画基本計画の策定及び変更に関することを調査審議するために設置された諮問機関でございます。また、当条例の第 8 条第 2 項には、市長は基本計画を策定するときは市民及び事業者の意見を反映するよう努めるとともに、花巻市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならないという規定がございますので選択しております。開催の時期といたしましては、来月 3 月には計画の策定スケジュールなどを審議していただきたいと思っております。6 月には素案検討、8 月は第 2 次花巻市男女共同参画基本計画に係る年次報告と中間報告ということで、ご審議いただくのですが、現在の第 2 次基本計画の振り返り評価ということも含めて、審議をいただく予定でございます。12 月は最終報告として諮問をしたいと思っております、計 4 回の開催でございます。対象者につきましては審議会委員の構成のとおり 15 名の方々となっております。こちらも花巻市男女共同参画推進条例第 14 条第 1 項におきまして、委員 15 人以内と規定されており、男女共同参画が幅広い分野に関わる問題ですのでこのような組織構成となっております。結果の公表につきましては、審議会開催後市ホームページの方に掲載を予定しております。時期につきましては、計画素案を示すタイミングもございまして、答申結果を計画案に反映させるために、上記の時期を選択したところでございました。

続きまして、市民参画の方法④その他適切と判断される方法として関係団体等との意見交換会を予定しております。こちらは、素案をたたき台に関係団体の意見を伺う市民参画でして、令和 5 年 9 月に 1 回、10 月に 2 回を予定しております。対象につきましては、女性団体ネットワークの会、男女共同参画推進委員、市内で活動する若者団体ということで考えておりました。女性団体ネットワークの会につきましては、女性たちが生き生きと暮らすことのできる社会を実現するため、市内の女性団体間の交流と連携を目的に設立された任意団体でございます。7 団体で構成されています。男女共同参画推進員につきましては、花巻市男女共同参画推進条例第 10 条に定めております組織でして、花巻市における男女共同参画の促進を円滑に推進するために活動をされているものでございます。現在 16 名いらっしゃってその内男性は 3 名です。市内で活動する若者団体につきましては、まだどの団体をお願いをするというのは未定でございますけれども、例えば成人式の実行委員会の若い方々ですとか、市内で活動されている方々を想定しております。結果の公表につきましては、令和 6 年 1 月に市ホームページに掲載をします。選択した理由は、男女共同参画推進に取り組んでいらっしゃる団体からの視点、男女共同参画推進のため地域で活動している方々からの視点、若い世代からの視点を盛り込むための方法として選択をしたところでございます。意見を計画に反映させるための十分な検討期間を考慮いたしまして、上記の時期を選択したところでございます。スケジュールにつきましては、以下のとおりでございますけれども 1 年間という期間で策定をする計画でございますので、ちょっと混み合ったスケジュールとなっておりますけれども 12 月には最終の諮問答申をいただきまして、2 月に議員説明会、3 月に議会の上程というスケジュールを考えております。こちらの計画につきましては、議会基本条例の第 15 条で議決が必要とされる計画となっておりますので、最終は来年の 3 月ということになってございます。説明の方は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

佐藤委員長

ただいま、第 3 次花巻市男女共同参画基本条例基本計画の策定についての市民参画を 4 つの方法で行うということでご説明をいただきました。一つ一つまたご検討をお願いしたいと思います。はじめに意向調査の実施ということで、市民アンケート

トを実施するということですが、市民に 2,100 人、15 歳以上の方を対象にするということですが、これについては何かご質問ご意見ございますでしょうか。

関上委員

はい。関上です。実は今日、これだけは発言しようと思ってきた案件でありまして、特にSDGs、OECDのレポートとか、あるいは昨今の政治等においても、女性の参画、働き方改革とか、いずれにしろ男女共同参画は非常に注目される部分だろうと思うのです。そういう意味におきまして、このアンケートの取り方についてですけれども、どれぐらいの有効回答率、大体年代ごとに 300 人ということはおわかりませんが、有効回答率としてどれぐらいを目標とされておられるのかお伺いしたいところです。いかがでしょうか。

**大竹課長補佐
(地域づくり課)**

ご質問ありがとうございます。有効回答数について、私どもが目標としておりますのは、まず約 52%というところを目標にしたいと思っております。先ほど保健福祉総合計画で 52%という数字が出てまいりましたけれども、あちらに近い数字になればということで考えております。幅広い年代層、ただいま課長からも説明いたしましたけれども、前回と違う手法といたしまして、ウェブ回答というものを取り入れて参りたいと考えてございます。やはり紙で読んだ方が良い方もいらっしゃいますので、調査票につきましては全て紙で送らせていただきますが、回答については郵送ではなくスマートフォンでやりたい方々もおそらく増えてきているのではないかと考えまして、そういった手法も取り入れながら、やってまいりたいと考えてございます。

関上委員

はい。他市等を見るとかなり回収率が低い。例えば尼崎市の男女参画は 39.9 とかですね、高いか低いかは別の問題として低いので、51.2 は大変立派な数字になってこようかと思えます。多分、他市からは、花巻は賢治先生ゆかりの地ということで注目されている部分もあるかと思えますので、是非とも高い有効回答率が得られるように、まだ時間があるかもしれませんので、先ほど谷村委員がお話しされましたように簡単にピックアップできる、自分の意思を反映できるようなそういう方法もいいのかもかもしれません。といいますのも、特にDVの問題等においては、かなり意見を言いづらい部分を抱えている人たちが、もしかしたらいるのかもしれない。そういうものを表面化するためにも簡単な回答、あるいは、ペーパーじゃなくて、まさに先ほどおっしゃったような媒体等を使って簡単に、悩んでいる部分を表面化させることを市として取り組んでいる。そういうところに花巻市男女共同参画の方向性を出しているのだという、新しい方向性を示すにためにも是非ともお考えいただいで、策定していただけるようお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

佐藤委員長

今のご意見としてよろしいでしょうか。藤井部長。

藤井部長(地域振興部)

はい。やはり回答率ということは、市民の方がどのくらい興味、意識をしているかということでありまして、前回の回答率とどのくらいの差があるのかによってもまた変わってくると思ひます。ただ、やはり先ほど、関上委員からお話もあったとおり、生活状態とか様々変わってきていて、声を出せない方々がどのようなことを考えているのかを少しでもくみ取れるということであれば、設問の仕方など、そういうところをやはり検討することになると思ひますので、今のお話は前向きな形で対応していくようにしていきたいと思ひます。ご意見を賜りましてありがとうございます。

佐藤委員長 他に市民アンケートについて何かご質問あるいはご意見ある方いらっしゃいますか。はい。太田委員。

太田委員 はい、太田です。よろしくお願ひいたします。市民アンケートに関してなんですけれども、第2次計画の最後の概要版のページで「まちづくり市民アンケート結果より算出する目標値との差を見るもの」と書いてありますけれども、今回のこの計画策定に関するアンケートの結果とはまた別のアンケートから算出されてくるものという認識でよろしいでしょうか。

大竹課長補佐（地域づくり課） はい。お手元に配布させていただいております概要版の最終ページの点ということでよろしいでしょうか。市民参画の手法①アンケートにつきましては、男女共同参画に特化して、その時点の市民の意識を把握するために計画策定時のたびにとっているアンケートでございます。本日、同じく参考としてお配りしております第2次計画の概要、こちらは毎年、市が男女共同参画だけではなく、例えばインターネットの整備状況はどう考えますかといったような様々な市の課題や、文化財の保存についてどう考えますかなど、設問の数も多く、範囲も広い市民アンケートを実施しております。名称が同じでややこしいのですが、これを毎年実施しております。この男女共同参画部分の毎年の推移を、この計画の達成度を測るためにとっているものでした。そのため、本日の市民参画の方法①のアンケートとはまた別物になってくるということです。

太田委員 はい。ありがとうございます。この目標値、例えば一番上の男女共同参画の理解の促進のところ、ナンバー1のところ「職場や学校、地域などみのまわりで男女の平等が図られていると感じる市民の割合」で、60%という設定をしているところですか、今後、見直しをかけていくとは思いますが、もう少し高い認識がやっぱりこれから求められていくのだらうと思いますので、今回の計画策定に関するアンケートの中でも、その辺りがより明確にできるような中身になっているのかなと感じたところでした。

大竹課長補佐（地域づくり課） はい。ご意見ありがとうございます。その点につきましては、来月から男女共同参画審議会等でもご意見をいただいて参りたいと考えております。今いただいたご意見も含め、審議会のご意見等も参考にさせていただきながら進めて参りたいと思います。特に1の(1)番の指標でございますけれども、平等が進んでこの指標を設定することがなくなることを目指すのが計画策定の趣旨ということで、その点を意識して取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

佐藤委員長 ありがとうございます。他にございせんか。盛山委員。

盛山委員 質問ですが、私も、女性団体ネットワークの会に入っております。アンケートの対象団体として何団体とかはありますか。

大竹課長補佐（地域づくり課） アンケートにつきましては、団体を対象とするということではございせん。こちらの方で、市民を抽出させていただいて、2,100人の個人の方に送らせていただきます。そのほか、盛山委員は老人クラブの女性部の代表を務めていただいておりますけれども、方法の④関係団体からの意見聴取ということで、団体の皆様から

もこのアンケート等とは別に、こちらは直接、できればお集まりいただきご意見を伺って参りたいと考えておるものでございますので、よろしく願いいたします。

盛山委員 はい。

佐藤委員長 それでは市民アンケートについてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり。)

佐藤委員長 それでは次に市民参画の方法②パブリックコメントの実施ですが、9月下旬から10月下旬1ヶ月間ということですが、これについては何かご質問ご意見ありますでしょうか。細川委員お願いします。

細川委員 先ほど、谷村委員からパブリックコメントのことでご発言があったわけですが、その際にも出ていたかと思えますけれども、やっぱり、何かメールだけじゃなく、意見を出しやすいような形を少しでも工夫できれば。今まさにネットが身近な世界になっていて、アンケートなんかでも例えば、QRコードでページまで飛んで回答できるというスタイルが想定されるころだと思いますので、パブリックコメントもホームページとかあるいはSNSでの情報発信から、すぐ見られる、何か意見を書けるという工夫もやっぱり必要かと思えますのでご検討いただければと思います。

佐藤委員長 他にはございませんでしょうか。はい。佐藤委員。

佐藤(貴)委員 花巻青年会議所からまいりました佐藤です。一つご質問させていただきたいのですが、この周知方法ですが、これらの手法を選定した理由をお伺いしてもよろしいでしょうか。

大竹課長補佐(地域づくり課) はい、ではお答えいたします。周知の方法でございますけれども、市民参画ガイドラインというものを決めておまして、その中で、最低限やるべき市民参画の周知方法を広報と市のホームページへの掲載の2つと定めております。そのほかにパブリックコメントにつきましては、内部ルールですけれども、パブリックコメントに関する指針というものがございまして、なるべく市の機関、施設等に素案を設置するようというように定められております。それでこういったような置き方になっていると。あともう1点といたしましては、本委員会、市民参画・協働推進委員会の委員の皆様方からなるべく多くの方法を用いて周知をしてほしいということで過去にご意見をいただいております、このような方法を考えたということでございます。今のところ考えられる全ての方法を取りたいなということで考えたものでございますので、よろしく願いいたします。

佐藤(貴)委員 ありがとうございます。市民アンケートで無作為抽出する際に、若者に結構スポットライトを当てて、その年代のピッチを細かく切っていらっしやったと思うのですが、やっぱり若者を見据えている中で、その若者がここにちゃんとマッチングできているのかなというのが非常に気になったところでありました。内部的なルールはあると思いますが、先ほどの地域福祉課のパブコメのように、意見提出者が2件といったような結果にならないようにしてほしいと思います。そもそもパブリックコメントという言葉が取っつきにくいのではないかなとも思いますし、若い

方が積極的に意見しやすいような仕組みを作っていただければと思います。以上です。

佐藤委員長 特に具体的に周知方法で何かこれを取り上げた方がいいというのはありますか。

佐藤（貴）委員 そうですね、やっぱり SNS は有効だと思うのと先ほどご意見ありましたけれども、QRコード化するっていうのも、今、結構携帯からいろんなことにアクセスされていますので、そういったことは有効なのかなというふうに思いますし。

例えば、民間になりますけど、マルカンですとかそういう若者が出入りしている場所っていうのもやっぱりありますので、そういったところも有効活用できるのかなというふうに思います。

佐藤委員長 ではまず、ご検討いただければと思います。他にはございませんでしょうか。それはパブリックコメントについては意見の出しやすい形でとっていただきたいということのようですから、よろしく願いいたします。

次に男女共同参画審議会による意見の聴取ということですが、これについては何かご質問ありますでしょうか。太田委員お願いします。

太田委員 太田です。審議会委員についてです。第2次計画の概要版の後ろの表に成果指標一覧があって、その2の12防災会議における女性委員の割合が記載されています。そういった防災の視点で考えると、消防関係の方々もこの委員として入られてもよろしいのではないかと、あと同じく概要版の指標にコミュニティ会議の役員が2の11番に書いてありますので、そういったコミュニティ会議に関係する、特に女性の事務で働いている方とかなども対象として見ていただけると、もう少し現場の声も拾いやすくなるのかなと思ったところですが、いかがでしょうか。質問というか提案です。

**大竹課長補佐
（地域づくり課）** ご意見ありがとうございます。私どももなるべくそういった多くの声取り入れてまいりたいと考えております。ただ、この計画書の様式第2号の一番でございますけれども、この計画は男女共同参画基本法に基づくものではあるのですが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、それから女性の職業かつ生活における活躍の推進に関する法律、これらのものも包含した計画ということになってございます。それで手法③の今ご意見をいただきました審議会委員の構成メンバーでございますけれども、そういった観点もございまして、警察の生活安全課長に入っていただきDVの観点ですとか、労働基準監督署に入っていただいて就業関係の観点からご意見をいただきたいものとなります。そして15人という制限の中に公募委員も入れさせていただくと、なかなか難しい状況です。おっしゃっていただいたとおり、多様な意見を取り入れて参りたいところではありますが、それらも考えた上での構成でした。そういった方々からの意見については広く出していただけるように、皆様方からお話いただいたパブリックコメントの呼びかけなどは、振興センター等にも置いてまいりたいというように考えておりますので、その点ご理解をいただければと思います。

太田委員 ありがとうございます。審議会あるいは次の方法④の意見交換の相手先として、もう少し見てもらえればと思います。以上です

佐藤委員長 この審議会は常設の審議会として、構成も決まっていますよね。

それでは④関係団体等の意見交換会ということで、女性団体ネットワークの会、男女共同参画推進員、それから市内で活動する若者団体という3つの団体から意見を聴取するということですが、これについて何かご質問ございますでしょうか。

多田委員お願いいたします。

多田委員

多田優子です。よろしくお願いいたします。対象者に開催通知を郵送して、ご意見を伺うということですが、例えば女性団体ネットワークからは専門的な立場からのご意見とか出してくれると思いますけれども、団体の中で事前にできるだけ多くの人の意見をいただくとか、考えを聞いて、団体の会長や代表者の個人の意見ではなくて、その団体で話し合った結果を持ち寄るといような項目を入れて通知する方法をとるとか。それは審議会もそうだと思いますが、ほかの団体も多分、会長や委員長といった幹部の方だけど、それぞれの専門性のある立場からお話して審議してくださいと思いますが、いかに自分の会の意見集約をして会議に参加するか、それもすごく大事なような気がします。会議に来た人だけの考えではなく、自分の会を代表する考えを持ち寄った上で審議したり、アンケートに答えたりしていただけるような方法が考えられないかと思います。パブリックコメントについては、時々振興センターに行ってみるのですが、資料が厚いんですよね。例えば、資料も多くなく、色もついていけば、普通の人も意外と手にとって見ることができると思います。前に私が見たのは、資料は厚いし、細かい字で専門的で、市の職員の方が専門的な立場で計画案を書いている。そういう資料ではなく、いかに興味関心ある考えを持ち寄って意見聴取するように配慮していくといいと思いました。以上です。

鈴木課長（地域づくり課）

関係団体との意見交換会につきましては、素案がほぼでき上がったような状態で、ご意見を伺うという予定にしておりました。現計画策定の時にも、女性団体ネットワークの会からは各団体、7つの団体ございますけれども、代表者の方1名ないし3名ぐらいの方々が、来ていただいて12人から17人ほどの人数構成で、意見交換をしたということのようです。今回、素案を事前にお送りして、その組織の中で、ある程度の考えを話し合いまとめていただいた中で、代表者の方プラス2人ぐらい、あまり人数が多くてもまとまらないかもしれませんので、その位の人数を考えておりました。

女性団体ネットワークの会には、花巻市地域婦人団体協議会、女性センターを実現する会、母親連絡会など長年、女性の地位向上のために頑張っておられた方々ですので、その方々の貴重な提言を是非ともお聞きして、反映させていきたいと考えております。

佐藤委員長

よろしいですか。他にはご質問、ご意見ございませんでしょうか。ただいまの市民アンケートあるいはパブリックコメントの実施、それから関係団体との意見交換でもいろんな意見が出されましたので、ご検討いただいて市民参画に反映させていただければと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、評価の方に入りたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(発言するものなし。)

佐藤委員長

はい。職員チームの評価は適切であるということですが、先ほど、当委員会でもいろんな意見が出されましたが、総合評価としては適切であるということにいたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり。)

佐藤委員長 はい。それでは適切であるということにいたします。ありがとうございます。
それでは、市民参画条例について、引き続きお願いいたしたいと思います

藤井部長（地域振興部） 花巻市市民参画条例につきましても、当部地域づくり課が担当なのでこのまま説明させていただきます。

対象の名称につきましては、花巻市市民参画条例であります。目的につきましては、花巻市まちづくり基本条例第 12 条第 2 項の規定に基づき、市民の参画に関する基本的な事項を定めるというものであります。第 12 条第 2 項は「市民の参画については別に条例を定めるものとします。」とあります。そのことに基づくものであります。

それから内容につきましてはここに記載しているとおりであります。花巻市市民参画条例は、現在ガイドラインで運用している市民参画についての基本的な事項を規定するというものであります。区分につきましては、特に必要と認められるものとして市民参画を行う予定であります。議会の提案及び施行日についてですが、今年の 9 月の定例議会に提案できればと思っております。関係法令は花巻市まちづくり基本条例であります。次に細かいところを申し上げたいと思います。これまでガイドラインや運用マニュアル等で協議を行い、そしてその結果を公表してきたということで皆様方のご理解されていると思いますが、この間の運用結果をもとに、今回、条例化をしようとするものであります。まちづくり基本条例の規定や、この委員会での検討結果、あるいは意見に基づきまして条例化を進めることにしております。今までは抛り所がガイドラインでありましたが、今度からは条例という形で、市民に対してお示しすることになります。2 番の市民参画の方法以降につきましては、先ほどと同様に担当課長から説明いたします。

鈴木課長（地域づくり課） 花巻市市民参画条例の制定に伴う市民参画の手法といたしまして 2 つ選定したところでございます。

1 つ目は審議会その他の附属機関における委員の公募といたしまして、花巻市市民参画・協働推進委員会、こちらの委員会からご意見を頂戴するというところで考えてございます。その理由といたしましては、花巻市まちづくり基本条例第 15 条及び花巻市市民参画・協働推進委員会規則によりまして、こちらの審議会の役割に、市政の市民参画方法の研究、及び改善措置に関する事項及び条例の見直しに関する事項について調査及び審議し意見を述べるものとされており。また、公募委員も委嘱しているということで、市民参画の手法の一つとして、こちらの委員会のご意見を賜るということを選定したところでございます。開催時期といたしまして、令和 5 年 3 月、予定では来月 3 月 14 日を予定してございますけれども、本日資料としてお渡ししております内容につきまして検討したものを審議いただくという予定でございました。同じく令和 5 年 7 月、こちらは、今後パブリックコメントの実施を予定しております。パブリックコメントの結果を反映させたものについてご報告させていただくという予定でございました。対象者は、本委員会の委員の構成の通りでございます。15 名の方々をお願いをしたいと考えております。委員会の結果の公表につきましては、令和 5 年 4 月と 7 月に花巻市のホームページに掲載をする予定でございます。この開催の時期につきましては、意見聴取の結果を条例素案に反映させるため、適切な時期を選択したところでございます。

続きまして、市民参画方法の②パブリックコメントの実施でございます。花巻市市民参画条例素案のパブリックコメントの実施を考えておりました。時期は令和 5

年5月上旬から6月上旬の30日間でございます。周知の方法につきましては、広報はなまき令和5年5月1日号に掲載をいたしまして、市ホームページ、SNS、FMはなまき、有線放送、報道機関への発表等により周知をしたいと考えております。条例の素案につきましては、地域づくり課、総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、花巻保健センター、各市立図書館に備えつけを予定しております。対象は、全市民、結果の公表につきましては、市ホームページに掲載するとともに、花巻市民参画・協働推進委員会においてご報告をする予定でございます。時期は令和5年7月を予定してございます。選択した理由でございますが、多くの市民が意見を述べやすい方法ということで選択をいたしました。

時期につきましては、パブリックコメントで寄せられた意見を条例案へ反映させるために、十分な検討期間を考慮し選択したものでございます。

3番のスケジュールですが、まず3月に審議会を実施いたしまして、その後5月から6月にかけて、パブリックコメントを実施いたします。その結果を受けまして、審議会として本市民参画・協働推進委員会を7月に開催いたします。パブコメの公表につきましては7月から公表を始めて、7月下旬に議員説明会、内部の例規審査委員会を経て議案の提出となり、9月議会での議決を予定しておるということでございます。説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

佐藤委員長

花巻の市民参画条例策定にあたりまして、現在のガイドラインで運用しております市民参画についての基本的な事項を、市民参画条例という形で制定するということですがよろしいですか。市民参画の方法として市民参画・協働推進委員会の開催とパブリックコメントの2つの方法で実施するということですが、何か、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

(発言するものなし。)

佐藤委員長

それでは評価に入りたいと思いますが、職員チームの評価は適切であるということでございます。当委員会の評価も適切であるということにいたしたいと思いますが、よろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声あり。)

佐藤委員長

それでは、適切であるということにいたします。

ここまでで、事後評価1件それから事前評価2件の審議が終了いたしました。次に花巻市市民参画条例素案についてご審議いただくわけでございますが、時間も経過しておりますので、ここで休憩をとりたいと思います。それでは3時10分ですので3時15分から再開ということにいたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(休憩)

佐藤委員長

それではお約束の時間になりましたので、再開したいと思います。審議事項3番目ですが、花巻市市民参画条例素案について議題といたします。事務局である担当課の方からご説明お願ひいたします。

藤村係長(地域づくり課)

地域振興部地域づくり課の藤村と申します。よろしくお願ひいたします。座って説明をさせていただきます。始めに、12月に開催されました第2回の委員会でご説

明をいたしました。市民参画条例の制定を進めるにあたっての考え方について、再度確認をさせていただきます。1つ目は、市民参画条例の方向性についてです。

当市のこれまでの市民参画の評価のため、事務局では県内を含む全国の先例地について調査を行いました。また、市民参画・協働推進委員会による評価もいただき、それらの内容から、これまで当市がまちづくり基本条例と市民参画ガイドラインにより行ってきた市民参画は、他市と比較しても不足はないとの考えに至ったことから、新たに制定する市民参画条例は、市民参画ガイドラインの内容を基本として検討を進めることとしたいと考えております。2つ目としまして、市民参画の事務手続きを定める市民参画条例施行規則には、現在の市民参画ガイドライン運用マニュアルに規定している内容を基本として定めることとしたいと考えております。この点につきましては、先ほど申し上げましたように、昨年12月の委員会でもお話をさせていただいております。その点を踏まえまして、条例等の説明に入りたいと思います。

始めに、条例、規則案を作成するに当たって検討した内容についてですが、12月の委員会の際に、できるだけ条例と規則で判別できるように、簡潔で分かりやすいものになるようにとのご意見を頂戴いたしまして、事務局で検討いたしました。既存の要綱や指針で行っているものなどを全て条例、規則に含めると、分量も多く、内容も細かく規定することになり、かえって内容が難しくなってしまうことから、既存の指針などは生かす方向で考えさせていただきました。また、まちづくり基本条例第13条に掲げてある市民参画の方法、まちづくり基本条例第15条花巻市市民参画・協働推進委員会の設置につきましては、既にまちづくり基本条例に規定されておりますが、市民参画に関する重要な条項であることから、市民参画条例にも規定したいと考えております。

資料ナンバー1をご覧ください。条例の素案について、要点をご説明いたします。

第1条になります。本条例の趣旨は、花巻市まちづくり基本条例第12条第2項の規定に基づき、市民の参画に関する基本的な事項を定めます。第2条定義として、第1号から第3号については、まちづくり基本条例にも規定されておりますが、本条例で使用する市民参画に関する言葉として改めて定義します。第4号から第8号については、市民参画の各方法について規定をしているものになります。第5条市民参画の対象について、まちづくり基本条例に規定されておられませんので、本条例で規定しようとするものになります。第1項第5号の市民参画の対象となる大規模な市の施設については、具体的なものを規則で定めるものとしておりますので、規則の方でご説明いたします。第1項第6号の市民参画の対象となる特定の地域につきましては、ガイドラインに規定している特定の地域に関し規定しようとするものです。この場合の特定の地域の最小の範囲につきましては、これまでの市民参画の実績から、コミュニティ地区の区域としまして、複数の区域を対象とする事業も参画対象としようとするものです。第2項第1号の市民参画の対象としないことができる、軽微な事項につきましてはガイドラインの説明文を使おうとするものです。

第7条市民参画の実施時期につきましては、まちづくり基本条例に規定されておられませんので、本条例で規定しようとするものです。第8条から第12条までは、それぞれの市民参画の方法の実施について、市の執行機関が留意すべきことを規定しようとするものです。第14条市民参画の点検及び評価につきましては、外部評価を行う、この市民参画・協働推進委員会と内部評価を行う職員チーム会議の所掌であり、実施についてはいずれも、本条例の施行規則で規定しようとしたものになります。

以上で、条例素案の説明を終わります。

続きまして、市民参画条例施行規則についてご説明いたします。資料ナンバー2

をご覧ください。ここで改めて確認をお願いしたいのですが、市民参画条例は、以前申し上げましたとおり、特に市民の権利を制限するものではないことから、市民参画ガイドラインで規定されている市民参画の対象となる条例ではございませんが、まちづくり基本条例に基づき実施される市民参画に関して規定する条例でありますことから、市民参画を行って制定しようとするところであります。また、規則につきましては、同様にガイドライン上、市民参画の対象となるものではありませんが、委員の皆様は市政への参画方法の研究や改善に関する事項、市民参画と協働に関する事項を所管されておりますので、その観点から皆様のご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

本規則については、具体的な基準ですとか、表現について定めようと考えておりますし、委員会の設置根拠であります花巻市市民参画・協働推進委員会規則についても、市民参画条例に基づくこの規則で規定されることとなりますので、その辺りも含めてご説明をさせていただき、ご意見を頂戴できればと考えております。説明については、4点に絞って行いたいと思っております。1点目は本市の特徴でもあり、市民参画・協働推進委員会からも評価をいただいている内部評価と、外部評価の二段階評価の仕組みについて、規則に定めることといたしました。

なお、委員会の設置根拠については、これまでまちづくり基本条例第15条市民参画・協働推進委員会規則に基づいておりましたが、これを市民参画条例と条例施行規則に規定し、市民参画に関することは、こちらを見れば大体のことがわかるようにと整理をしたいものです。このことについて附則により既存の市民参画・協働推進委員会設置規則の廃止と併せて、経過措置を規定しております。委員の皆様の任期や委員長、副委員長に関しては影響しないものとさせていただいております。更に、これまで要綱で規定しておりました職員チームを本規則第11条から第15条に位置付けさせていただきました。2点目といたしまして、第2条に大規模な市の施設として、事業費が5億円以上とする基準を新たに設けさせていただきました。これについては、職員チーム会議、市民参画・協働推進委員会の皆さまからも、分かりやすい基準が必要であるのご意見をいただいておりますことから、他市事例の調査も行いまして、基準を設けようとするものです。額につきましては、他市事例と当市のこれまでの市民参画の実績から5億円と設定させていただきました。事業費の考え方としましては、用地費、調査設計費。(ここに何か入りませんか?)

工事費とその他の施設の設置に係る総事業費を想定しております。3点目として、第3条に市民参画を行わないことができるものとして、軽微な事項の考え方を定めております。これにつきましても、職員チーム会議及び委員会の皆様から、基準を示した方が良いのご意見をいただいたものになります。例えば他市事例等には、法令を引用している箇所がある場合に、法令の改正により引用部分の条項等が移動した場合や、用語の表記が変わった場合などを軽微な事項と規定しておりまして、そうした例と当市のガイドラインも含めて検討したものになります。4点目といたしまして、公表の方法についてです。ガイドラインでは、市の広報紙、市のホームページ、その他効果的に周知できる方法と記載されておりますが、これまでの市民参画の実績から、具体的に6項目を定めました。ただし方法は、案件によって変わること、市民参画の方法も今後、変化していくことなどが想定されますことから、6項目中全部または一部としまして、例えばホームページ又はSNSというように選択できるように考えたものになります。加えまして、事務処理手順や様式など細かい基準等につきましては、現在のガイドライン運用マニュアルを基本とした手引きを別に作成しようと考えております。手引きにつきましては、条例制定に合わせて作成を進めて参りたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いたします。

本日は、皆様にお示ししました条例素案と規則素案の説明だけにとどめさせてい

ただきまして、次回、先ほど課長からもご案内いたしました、3月の委員会の際に皆様からご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。
以上で、条例素案と規則素案についての説明を終わります。

佐藤委員長

ただいま花巻市市民参画条例の素案について、それから、花巻市市民参画条例施行規則素案について説明がありました。3月の委員会において詳しくご審議をいただくということになります、今日の説明について何かお聞きになりたいことございましたら、ご発言をお願いいたします。関上委員。

関上委員

もう皆さんお疲れのところだろうと思いますが、簡単に申し上げます。
職員の方が内部評価、我々は外部評価であると明確にされておられるのは、非常に良いことだと思います。それと手引き書を作成されるということですが、いつごろ作成されるのか。我々は、いつそれを見ることが出来るのか、3月14日の会合前に見られるのかどうかお聞きできますでしょうか。あまり追い詰めるつもりはないのですが、よろしくお願ひします。

**大竹課長補佐
(地域づくり課)**

ご意見ありがとうございます。手引き書でございますが、今、お話に出て参りましたチーム会議の方にもお諮りをいたしまして、ご意見等いただきながら作成して参りたいと考えてございますので、大変申し訳ありませんが、3月14日の委員会の際には中身をお示しするのはなかなか難しいのかなと考えております。ただ、手引き書はどちらかと申しますと、市役所内の担当者に市民参画を分かっていたく、それから、新たに基準として設けたいと考えた5億円、この部分も委員の皆様方のご意見をいただいて最終的にはどうなっていくかわかりませんが、5億円の考え方、パブリックコメントの考え方などを反映させていきながら作っていきたくて考えておりました。条例の制定に合わせて成果品ができるというようにして参りたいと思いますが、どこかの段階で皆様方にもお示しできればと考えております。ただ今ご意見をいただいた3月の会議の際にはなかなか難しいと考えておりましたので、ご理解いただければと思います。

佐藤委員長

よろしいですか。他に何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

谷村委員

条例とか規則ではないのですけれども、手引き書ができるということに関わって、先ほどの評価の部分で話が出てたところではありますが、それぞれの担当課での計画の立て方、進捗、それから意見の生かし方については概ね良いと思います。例えばパブリックコメントをいただいたときにそれがいいと思っているのか、どうだと思っているのかを計画を示すところで、例えば前はこのくらいの割合で回答をいただいていた、今回はそれよりも上回ったので更に良かったとか、このくらいの回答がいただけたのは他の市町村に比べると、よほどいい割合なので良かったといったような、担当部署の説明があると、我々もより頑張ったかどうかははっきりわかるので、そういったことが手引き書、規則というよりも手引き書の中にあると、進める方々も目標に向かって頑張ろうという感じになるのかなと思いました。

**大竹課長補佐
(地域づくり課)**

大変貴重なご意見ありがとうございます。委員の皆様からこういったお話をいただいたということをチーム会議の皆さんと意見交換をいたしまして、自己評価の部分で反映できるものかどうか、検討させていただきたいと思ひます。大変ありがとうございます。

佐藤委員長

はい、他にございませんでしょうか。それでは市民参画条例については今日のところはご承認いただいたということにいたしたいと思います。

次回3月14日開催予定の市民参画・協働推進委員会で条例素案及び条例施行規則についてご審議をいただきたいと思いますが、それではよろしくございましょうか。

(「異議なし」の声あり。)

佐藤委員長

はい。それではこれをもちまして審議を終了いたしたいと思います。

長時間にわたりまして貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございます。藤井部長お願いします。

藤井部長(地域
振興部)

ご審議ありがとうございました。特に花巻市市民参画条例につきましては、9月の議会上程ということで、スケジュールを申し上げました。大変短い期間でパブリックコメントとして市民のからのご意見を伺い、皆様方には検討もしていただくということで大変ご迷惑をおかけすると思います。ただ、私たちが進めてきた今までのガイドライン等では、事前評価及び事後評価を行うことになっており、しかも皆様方には1つの事案について20分から30分協議していただいております。これは他の県内の各地の中でもない事例だということになっております。新たな条例においても、2つ以上の市民参画を実施することなど、これまでの取り組みについては継続していくことでありますので、逆に言いますと、皆様方には、これまで培ってきた、検討していただいた事例等に対して、こうあればいいなという事等がやっぱりあると思います。

そのようなところにつきましては、本日もご意見を様々伺いましたが、条例や規則以外のところであっても、例えばこういうことがあればいいねという話はやっぱり私たちもお伺いしながら、短い期間ではありますがまとめていきたいと思っております。今後、何度もご審議いただくということで、大変ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

鈴木課長(地域
づくり課)

事務局から事務連絡です。次回は来月3月14日火曜日、午後1時30分から、会場はまなび学園でございます。第2第3中ホールで開催を予定してございます。お間違いのないようによろしくお願ひいたします。内容につきましては、本日皆様にお配りし、ご説明をさせていただきました条例素案につきまして、ご意見を頂戴するという予定となっております。5月に実施するパブリックコメントにかける条例素案となりますので、皆様よろしくお願ひいたします。開催通知につきましては、すぐにお出ししたいと考えております。期間が短く大変申しわけございませんけれども、何卒よろしくお願ひいたします。それではこれをもちまして本日の委員会を終了とさせていただきます。本日は長時間にわたりましてありがとうございます。

(閉会 午後3時40分)